

保険・年金 フォーカス

債権法改正動向と保険約款 約款に関する規定の検討

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

日本の民法は、1898年に施行されたいわゆる明治民法がベースとなっており、戦後1947年に第4編親族、第5編相続のいわゆる家族法部分が文語体から口語体への変更も含め全面改正されたが、第1編総則、第2編物権、第3編債権については、2004年に文語体から口語体への変更などが行われたものの、根幹となる部分の全面改正は行われていない。

民法のうち債権関係の規定について、2009年10月28日の法制審議会における法務大臣の

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」

との諮問を受け、2009年11月24日、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、2012年8月7日までに計54回の審議が行われている。

この検討の中では、さまざまな契約の具体的内容をあらかじめ定めておく約款に関する規定の新設が、その要否を含め議論されている。

他にも契約締結時の説明義務や、不当条項規制などの導入の検討など、債権法改正の動向は契約全般に大きな影響を及ぼすが、保険契約ももちろん例外ではない。

2—約款に関する規定

保険契約は、当事者の一方(保険者)が、一定の保険給付を行うことを約し、相手方(保険契約者)が保険料を支払う契約であるが、具体的な保障内容や保険料の払込など、保険契約の詳細については普通保険約款で規定されており、契約申込書に「普通保険約款などの内容を了承して保険契約を申し込む」旨が記載されているケースが多い。

保険契約以外にも、契約の一方の相手方があらかじめ定めた約款を取引に用いるケースは鉄道・バス・航空機等の運送約款、銀行取引約款など数多く、民法に約款に関する規定が新設された場合の影響は極めて大きいものと考えられる。

新設が検討されている約款に関する規定としては、

- ・約款の定義に関する規定
- ・約款の組入要件に関する規定
- ・約款の変更に関する規定

の3つがある。

約款の定義に関する規定については、「多数の契約に用いるために、あらかじめ定式化された契約条項の総体」といった定義が検討されており、こうした定義に該当するものが約款に関する規定の適用対象となるものとされている。

約款の組入要件に関する規定については、約款の組入要件とは、約款を契約内容とするための前提条件を指し、契約の当事者が約款を契約内容とする旨の合意や、約款を作成し、使用する者の相手方が契約締結時まで約款の内容を認識する機会が必要であるとされている。

約款の内容を認識する機会については、相手方が約款の内容を知りたいと考えた場合に合理的な行動をとれば約款の内容を知ることができる機会とされ、補足説明においては、書面などの記録媒体に約款を記録して交付したり、契約締結場所に表示したり、ウェブサイト上の分かりやすい場所に掲示したりする方法などが示されている。他方、遠方の事務所のみ約款が備付されている場合には、多くの場合には、相手方に遠方の事務所へ赴いて約款内容を閲覧することを期待することはできないと指摘されている。

約款の変更に関する規定については、法令の変更や社会情勢の変化に伴い、約款を使用した契約が継続している期間中に、約款使用者が相手方の個別の同意なく約款を変更することについて、

- ・約款使用者が約款中に相手方の同意を得ないで約款を変更することができるという約款の変更に関する条項を定めている場合に、その効力についての規定を設ける案
- ・約款使用者が約款の変更に関する条項を定めているかどうかを問わず、一般的な規定として約款の変更に関する規定を設け、要件を定める案
- ・規定を設けない案

の3案が示され、前2者については、約款を変更する必要性や、約款を変更することのできる範囲、手続き、相手方の保護などについて検討することとされている。

なお、介護保険や医療保険の約款において、約款の変更に関する条項をあらかじめ定めている例がある。

介護保険や医療保険の一部には、公的介護保険制度や公的医療保険制度に連動する給付があり、将来公的介護保険制度・公的医療保険制度が改正された場合には、原則として改正内容に連動して給付が変更されることとなるが、その例外として契約内容変更条項(約款の変更に関する条項)を設定したもので、公的介護保険制度や公的医療保険制度の変更により、保険会社が当初想定した給付範囲を超えた大幅な給付拡大が生じた場合には、給付内容を当初想定したものに止めるために規定したものであるものと考えられる。

3— おわりに

諸外国の民法については、英米は判例法の国であり、成文の民法は米国のルイジアナ州(フランスのナポレオン法典に準拠)を除き存在しないことから、法制審議会民法(債権関係)部会においても比較法資料として、日本の民法の原点となったドイツ民法やフランス民法草案などが紹介されているが、特にドイツ民法には詳細な約款に関する規定が置かれている。

法制審議会民法(債権関係)部会においては、2011年4月に「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」が示されて意見公募が行われ、さまざまな意見が表明される中で、今後、2013年2月を目処に中間試案が取りまとめられる予定であり、動向を注視したい。